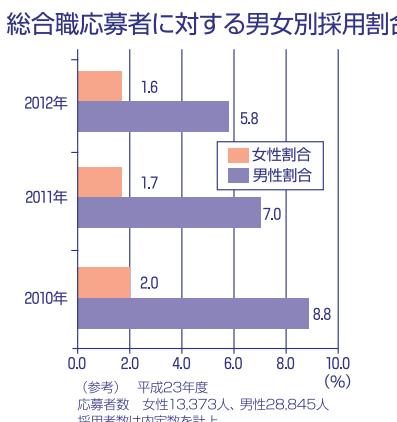


資料出所：「厚生労働省コース別雇用管理制度の実施・指導状況」(平成22年度)



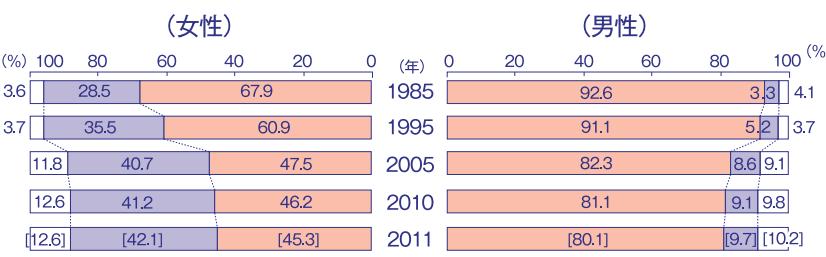
## 隠された女性差別をなくそう

3つの限定列挙で間接差別はなくならない  
私たちは実効ある  
法改正を求めていきます

総合職と一般職などコース別人事制度を設け、一般職に女性を振り分ける。雇用形態をいくつも分けて雇用し、パートや準社員は女性ばかり。女性を安上がり、使い捨て可能な労働者とすることは許されません。

2007年の改正で禁止された間接差別は省令で定められている「身長・体重・体力を事由に採用差別をしてはならない」「コース毎に異なる雇用管理・配置において転勤できるかどうかを要件とすること」「昇進にあたって転勤経験を要件とすること」の3つに限られています。そのため、ある職場で行われている「転勤ができるかどうかを昇格の基準とする」「賃金の低いパート労働者は女性となっている」などの差別問題はいまだに法律で解決されません。

### 雇用形態別にみた役員を除く雇用者の構成割合の推移(男女別)



(備考) 1. 1985年と2005年は、総務省「労働力調査特別調査」(各年2月)により、05年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)により作成。

2. 2011年の[ ]内の割合は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

**要求** 男女ともに職業生活と家庭生活の調和できる働き方をするために、また、「仕事と家庭の両立支援」の視点からみても「職業生活と家庭生活の調和」を均等法の目的・理念に規定すること。

**実態** 第1子出産後働く女性の62%が仕事をやめる。  
(2012年男女共同参画白書)

**要求** ポジティブ・アクションは差別是正のための積極的な改善措置である。「事業主に計画の策定と実行、実施状況報告を義務づける」こと。

**実態** 女性の民間企業(企業規模100人以上)における管理職比率部長は5.1%  
(2011年厚生労働省賃金構造基本統計調査)

**要求** 労働条件に対する差別禁止の中に賃金も規定すること。

**実態** 男性の所定内給与額を100とした場合、短時間労働者をのぞく女性一般労働者の給与は**70.6%**。  
(2012年男女共同参画白書)

**要求** 事業所に「問題解決委員会」の設置を義務化。行政による救済制度(都道府県労働局・雇用均等室)の権限と体制強化。事業主に差別がないことの立証責任を義務づけること。違反したものへの罰則の強化を。

妊娠・子育て中なのに新幹線通勤を強いられる。新婚なのに同居できないという異動実態が女性の長期就労を難しくしている。異動できないと言えば昇進ができない。

準社員として働いている。正社員よりはるかに仕事量が多いのに、社会保険にやっと入れてもらったら、『これ以上時給は上がらないと思え』と言われた。男性は正社員になれるが、女性はなれない。



均等法世代の薰陶をうけ、仕事を頑張ってきたと自負しているが、結婚はしたが子どもに恵まれず、育休も取得していないおかげか男性と同等の昇進を果たしている。しかし、人生これでいいのかと悩むことが多い。現実は子どもがいるとなかなか仕事にこれほど打ち込めなかったと同僚や先輩女性を見て思う。

全労連女性部が2011年春に行った「女性労働者の健康・労働実態及び雇用における男女平等調査」「妊娠・出産・育児に関する実態調査」に寄せられた声から。

**要求** 間接差別の定義を見直し、その禁止を明記すること、対象基準の限定列挙はやめ、指針で例示とすること。

**実態** 指針の「雇用管理区分」を廃止すること。

**要求** パートタイムの労働者の**7割**が女性  
女性パートタイム労働者の賃金は正規男性労働者の**49%**  
(2011年厚生労働省賃金構造基本統計調査)

**要求** 国家公務員や地方公務員についても適用対象とすること。